

## 令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料率の算定について

### 1 令和4年度の保険料率

令和4年度の国民健康保険事業に要する経費の見込額、国庫支出金等の収入見込額、被保険者数、世帯数、所得状況等によって算定した保険料率は、次のとおりです。

(単位：％、円)

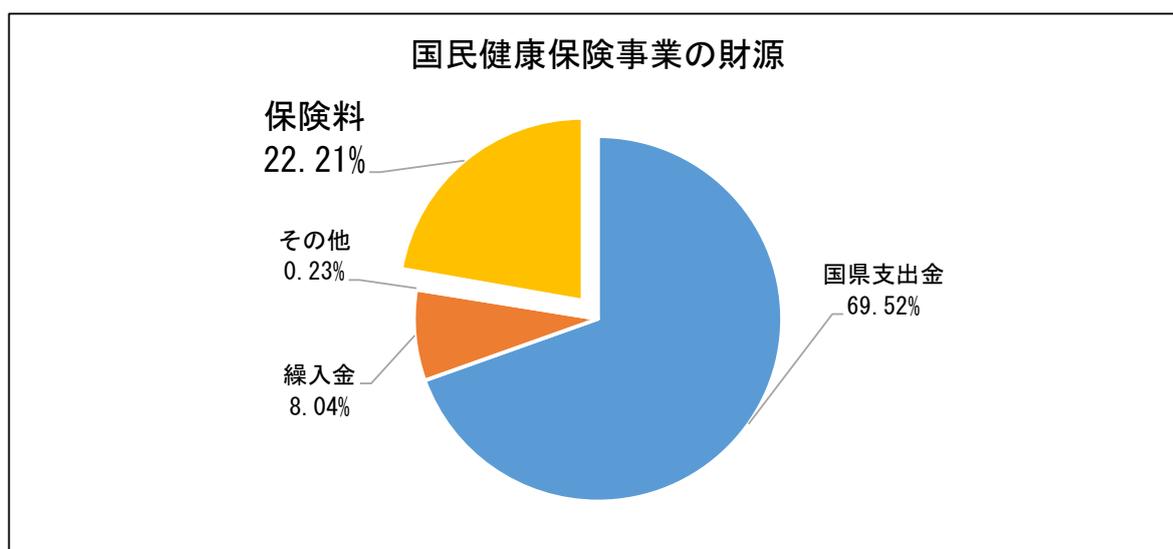
項目	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	R4	R3	対前年	R4	R3	対前年	R4	R3	対前年
所得割	6.07	6.04	+0.03	2.53	2.74	△0.21	2.55	2.43	+0.12
均等割	19,800	18,600	+1,200	7,900	8,000	△100	9,500	8,600	+900
平等割	25,400	24,100	+1,300	10,100	10,300	△200	8,900	8,100	+800
限度額	65万	63万	+2万	20万	19万	+1万	17万	17万	±0

### 2 国民健康保険事業の財源

国民健康保険事業に要する経費は、保険給付に要する経費（県に納付する国民健康保険事業費納付金の額を含む）、保健事業に要する経費及び事業の管理運営に要する事務的経費に大別されます。

これらの経費は、国が負担する国庫支出金、県が負担する県支出金、一般会計や国民健康保険運営基金からの繰入金、被保険者が負担する保険料等によって賄われることとなっています。

なお、令和4年度当初予算における茅ヶ崎市国民健康保険事業の財源は、次のような構成となっています。



毎年度の保険料については、保険給付に要する経費（県に納付する国民健康保険事業費納付金の額を含む）と保健事業に要する経費の見込額から、国庫支出金等で賄われる部分の収入の見込額を差し引き、被保険者が負担する保険料の総額を算出し、その額から保険料率を算定していきます。

### 3 令和4年度の保険料の賦課総額

#### (1) 保険料で負担する費用の見込額

保険料率算定は、一般被保険者に係る必要経費と一般被保険者の状況に基づいて算定することとされています（管理運営に要する事務的経費は、保険料率算定においては含めません）。

令和4年度の一般被保険者に係る支出の見込額と、それに対する収入（財源）の見込額は次のとおりとなり、支出見込額から収入見込額を差し引いた額が保険料必要額となります。

支出の内容	内訳	支出見込額（千円）
保険給付費	医療給付費分	15,528,053
国保事業費納付金(医療給付費分)		4,340,435
保健事業費		221,525
国保事業費納付金(後期支援金分)	後期高齢者支援金等分	1,559,230
国保事業費納付金(介護納付金分)	介護納付金分	650,719
合計（A）		22,299,962

収入の内容	収入見込額（千円）		
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
国庫支出金	10	0	0
県支出金	15,750,771	0	0
繰入金	641,624	98,051	83,314
その他	21,010	0	0
合計（B）	16,413,415	98,051	83,314

令和4年度保険料必要額（A－B）	5,705,182
------------------	-----------

#### (2) 保険料賦課総額の算出、賦課総額の配分

被保険者が負担する保険料の賦課総額は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれについて、事業に要する経費から国県支出金、繰入金等の収入を差し引き、保険料の予定収納率で割り返し、滞納繰越分として見込まれる保険料収入額を差し引いて算出します。

被保険者に賦課される保険料の総額は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれについて、次の3つの料率項目で構成されています。料率項目ごとに配分される額は条例で規定された賦課割合に基づいて算出されます。

料率項目	内容	条例で定める賦課割合
所得割	加入者の所得に応じて計算	100分の55
均等割	加入者数に応じて計算	100分の25
平等割	一世帯当たりにつき計算	100分の20

以上により算出された、令和4年度の保険料賦課総額及びその内訳は、次のとおりです。被保険者数・世帯数が減少しているとともに、県への納付金、保険給付費が増加したため、賦課総額は、昨年度に比べて約1億6千万円の増となりました。

なお、併せて国民健康保険運営基金を活用したものとなっています。

(単位：千円)

区分	賦課総額	賦課割合		
		所得割	均等割	平等割
医療分	3,862,398	2,124,319	965,600	772,480
後期分	1,532,584	842,921	383,146	306,517
介護分	613,081	337,195	153,270	122,616
合計	6,008,063	3,304,435	1,502,016	1,201,613

※算出式＝{(国民健康保険事業に要する経費－国県支出金等の収入)÷予定収納率－滞納繰越分収入}×賦課割合

### (3) 保険料算定に係る基礎数値等

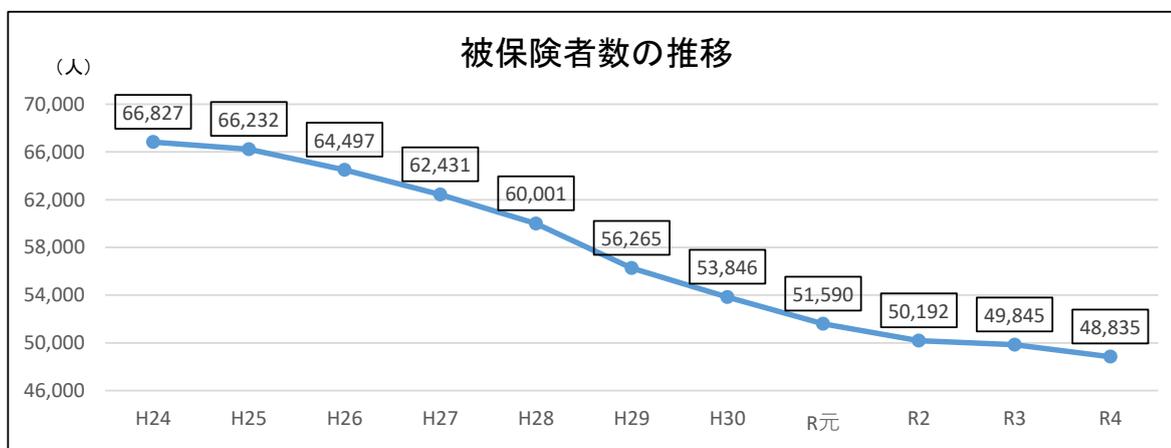
内訳別に賦課割合に応じて配分した額を、保険料算定に係る基礎数値（被保険者全体の総所得金額等、被保険者数、世帯数）で割り返し、その年度の保険料率が決定します。なお、保険料は、それぞれの区分ごとに、政令により賦課限度額が設けられており、一定額を超える負担は生じないようにしています。

#### (ア) 被保険者の状況

国民健康保険の被保険者数の全国的な傾向としては、高齢化の進展や景気の低迷等により、平成10年度以降年々増加傾向にありましたが、後期高齢者医療保険制度の施行等により、平成20年度からは減少傾向に転じています。

茅ヶ崎市の被保険者数についても、後期高齢者医療保険制度施行後、平成21年度から22年度にかけては増加しましたが、それ以降減少が続いています。特に、平成28年10月の被用者保険の適用拡大により、社会保険加入者が増加し、減少傾向は強くなっています。

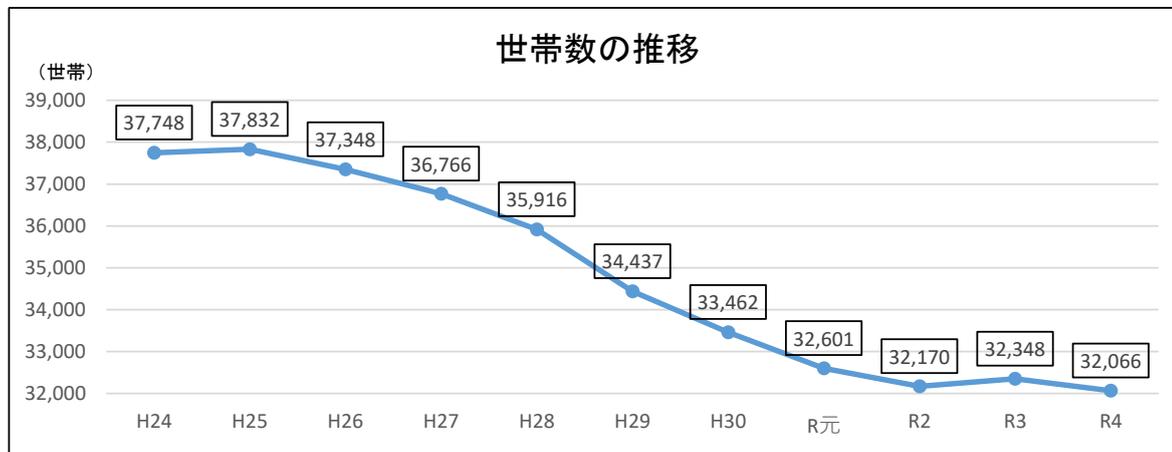
均等割保険料の料率算定における基礎数値である一般被保険者数は、約48,900人となっています。



### (イ) 世帯の状況

世帯数の動向については、横ばいの状態が続いていましたが、平成26年度以降は被保険者数の推移と同様に、減少傾向が強まっています。令和3年度は若干の増となりましたが、令和4年度は、再び減少に転じております。

平等割保険料の料率算定における基礎数値である一般被保険者世帯数は、平等割が2分の1及び4分の3となる世帯を含めて、約32,100世帯となっています。



※各年度の被保険者数及び世帯数は、4月末日現在

### (ウ) 総所得金額等の状況

保険料のうち所得割額は、必要総額を被保険者の総所得金額等で割り返して保険料率を算定しますが、この所得割の算定基礎となる被保険者の総所得金額等についても、被保険者数の減少に伴い、減少傾向が続いていましたが、景気回復の影響からか、平成30年度の保険料率算定において増加に転じました。しかしながら、その後は減少傾向が続き、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方が多数いらっしゃった事により、前年度より減少となったものの、令和4年度については高所得者層の増加に伴い、一般被保険者に係る所得割算定基礎額の総額は約418億円で、前年度に比べて約26億円の増加となりました。